

改正案	現行
<p>（事業方法書）</p> <p>第四条 事業方法書には、次の事項を定めなければならない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 保険証券、加入申込証の用紙及びこれに添付すべき書類の様式</p> <p>七～十（略）</p> <p>（貸借対照表の要旨）</p> <p>第十条の二 法第四十四条第一項において準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十三条第四項本文の規定により公告すべき貸借対照表の要旨は、別紙様式第二号に準じて作成しなければならない。</p> <p>（決算書類の提出）</p> <p>第二十五条 清算人は、法第四十八条第一項において準用する商法第四百十九条第一項、第四百二十条第七項又は第四百二十七条第一項の規定により、総会において財産目録及び貸借対照表、財産目録、貸借対照表及び事務報告書又は決算報告書の承認を得たときは、遅滞なく金融庁長官に提出しなければならない。</p>	<p>（事業方法書）</p> <p>第四条（略）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 保険証券、加入申込証及びこれに添付すべき書類の様式</p> <p>七～十（略）</p> <p>（貸借対照表の要旨）</p> <p>第十条の二 法第四十四条第一項において準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十三条第三項の規定により公告すべき貸借対照表の要旨は、別紙様式第二号に準じて作成しなければならない。</p> <p>（決算書類の提出）</p> <p>第二十五条 清算人は、法第四十八条第一項において準用する商法第四百十九条第一項、第四百二十条第五項又は第四百二十七条第一項の規定により、総会において財産目録及び貸借対照表、財産目録、貸借対照表及び事務報告書又は決算報告書の承認を得たときは、遅滞なく金融庁長官に提出しなければならない。</p>